

監 第 1200 号  
令和3年9月30日

(請求人)

(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	嶋	村	た	だし
同	てら	さき	雄	介

### 神奈川県職員措置請求について（通知）

令和3年8月24日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

#### 1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

## 2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付根拠法令が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 63 条の 2 第 1 項であるとの誤った回答をした県中小企業支援課職員（以下「担当職員」という。）には故意又は過失があり、流布された誤った情報に基づく住民監査請求により、県は、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）による損害賠償債務を負い、さらに、監査委員による監査が行われたことに伴う費用について損失を受けたことから、担当職員に県の被った損失を賠償させるよう求めている。

しかしながら、担当職員は、県民から県中小企業支援課への新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付根拠法令についての問合せに対し回答を行ったもので、たとえその回答が誤っていたとしても、担当職員による当該行為は、法第 242 条第 1 項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。

## 3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第 1 項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。